

お客さま 各位

北上信用金庫

当座預金口座開設の新規取扱終了および当座勘定規定改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和 7 年 1 月 10 日（金）をもちまして当座預金口座開設の新規取扱いを終了させていただくことといたしました。

また、当座預金の払戻請求書による払戻しの取扱開始に伴い、当座勘定規定（一般用）を改定いたします。本規定は、すでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 当座預金口座開設の新規取扱終了日
令和 7 年 1 月 10 日（金）
- 2. 改定となる規定
当座勘定規定（一般用）
- 3. 改定内容

（下線部改定）

改定前	改定後
第 7 条(手形、小切手の支払) (1) ～ (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第 7 条(手形、小切手の支払等) (1) ～ (2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第 16 条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (省略)	第 16 条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (省略)

- 4. 改定日
令和 7 年 4 月 1 日（火）

以上